

山鹿市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第14号

山鹿市契約規則の一部を改正する規則

山鹿市契約規則（平成29年山鹿市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第37条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条ただし書中「30万円以下のもの」の次に「並びに次に掲げる契約のうち、履行内容について仕様書等と相違する点及び指示事項がない場合であって、講評が「合格」、「優」、「良」、「良好」又は「適当」とされるもの」を加え、同条に次の8号を加える。

- (1) 複写サービス等の単価契約
 - (2) 郵便の利用に係る契約
 - (3) 施設等の維持管理、システムの保守等に係る契約
 - (4) 法律顧問、訴訟代理人委任等に係る契約
 - (5) 土地建物、システム等の使用に係る契約
 - (6) 補助金等の贈与契約
 - (7) 扶助費に係る契約
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、契約の適正な履行の確保又はその受ける給付の完了の確認を検査（検収）調書に記録する必要性が高いと市長が認める契約以外の契約
- 第37条に次の2項を加える。

- 2 前項ただし書の場合において、単価契約に係る仕様書等の想定数量と実績数量との差については、仕様書等と相違する点に含まないものとする。
- 3 第1項ただし書の場合において、補助金等の贈与契約に係る補助金申請書と実績報告書の内容のうち、補助等の趣旨、目的等を逸脱しない範囲における差異については、仕様書等と相違する点に含まないものとする。

第38条第2項中「前条」を「前条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。